

関係者各位

会社更生手続終結決定にあたってのご挨拶

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、トキワ印刷株式会社は、平成 31 年 3 月 29 日に、東京地方裁判所より更生手続終結決定をいただきましたので、ご報告申し上げます。

トキワ印刷株式会社は、平成 30 年 1 月 31 日に東京地方裁判所より更生手続開始決定を受けましたが、平成 30 年 4 月 23 日に株式会社日進堂印刷所がスポンサーとなるべく、同社代表取締役社長佐久間信幸が事業家管財人に就任し、平成 30 年 9 月 28 日に東京地方裁判所より更生計画 認可決定をいただいた後の平成 30 年 10 月 1 日に同社が出資を実行してトキワ印刷株式会社を完全子会社とし、小畑英一法律顧問とともに、従業員一同の協力を得ながら、トキワ印刷株式会社の再建に尽くしてまいりました。また、トキワ印刷株式会社は、株式会社日進堂印刷所の出資金および地元金融機関からの借入金を原資として、更生計画どおり更生債権等の弁済を進め、先にご報告しましたとおり、東京地方裁判所より更生手続終結決定をいただくことができました。

トキワ印刷株式会社の更正手続きがこのように早期に終結することができましたのは、ひとえに債権者の皆様のご理解とお取引先の皆様をはじめ関係する皆様の多大なるご配慮とご支援の賜物でございます。ここに謹んでご報告申し上げ、衷心より厚く御礼申し上げる次第でございます。

今般の更生手続終結により、トキワ印刷株式会社は、裁判所の監督下を離れ、日進堂印刷所グループの一員として再出発いたしますが、今後も、皆様への感謝の気持ちを忘れることなく、技術力をさらに向上させ、円滑かつ信頼される事業の遂行、日進堂印刷所グループ各社との協業による業域の拡大、新規事業の推進などにより、継続的に企業価値を向上させるべく、役員、従業員が一丸となって邁進する所存でございます。

つきましては、今後とも倍旧のご支援並びにご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

平成 31 年 4 月 1 日

トキワ印刷株式会社 代表取締役社長 佐久間 信幸  
株式会社日進堂印刷所 代表取締役社長 佐久間 信幸

平成29年(ミ)第5号から第8号まで 会社更生事件

決 定

更生会社の表示 別紙更生会社目録記載のとおり  
管 財 人 佐久間 信 幸

主 文

本件更生手続を終結する。

理 由

本件更生会社においては、平成30年9月28日に認可された更生計画が遂行されたので、会社更生法239条1項1号の規定に基づき、主文のとおり決定する。

平成31年3月29日

東京地方裁判所民事第8部

裁判長裁判官 江 原 健 志

裁判官 岩 井 直 幸

裁判官 西 岡 慶 記

これは謄本である。

平成31年3月29日

東京地方裁判所民事第8部  
裁判所書記官 伊 藤 淳





更生会社目録

福島県須賀川市森宿字ヒジリ田50番地

平成29年(ミ)第5号

更生会社 トキワ印刷株式会社

福島県須賀川市森宿字ヒジリ田50番地

(合併前の住所福島県須賀川市森宿字御膳田39番地8)

平成29年(ミ)第6号

更生会社 トキワ印刷株式会社 (合併前の商号後藤商事株式会社)

福島県須賀川市森宿字ヒジリ田50番地

(合併前の住所東京都港区赤坂二丁目16番3号後藤ビル)

平成29年(ミ)第7号

更生会社 トキワ印刷株式会社 (合併前の商号株式会社後藤本社)

福島県須賀川市森宿字ヒジリ田50番地

(合併前の住所東京都港区赤坂二丁目16番3号)

平成29年(ミ)第8号

更生会社 トキワ印刷株式会社 (合併前の商号株式会社ピーアイシー)